

建設産業常任委員会

1 開 議 平成28年12月13日(火) 午前10時00分

2 場 所 議会棟第1会議室

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第74号 大田原市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

日程第2 議案第86号 大田原地域職業訓練センターの指定管理者の指定について

日程第3 議案第84号 大田原市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第88号 大田原市から北那須流域関連那須塩原市公共下水道への区域外流入について

日程第5 議案第83号 大田原市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第82号 大田原市法定外公共物管理条例及び大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第87号 市道路線の認定について

日程第8 陳情第7号 「森林・林業基本計画」の推進を求める陳情について

日程第9 建設産業常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

建設産業常任委員会名簿

委員長	菊池久光	出席
副委員長	大豆生田春美	出席
委員	秋山幸子	出席
	鈴木央	出席
	高崎和夫	出席
	小林正勝	欠席

当局	産業振興部長 佐藤芳昭	出席
	建設部長 鈴木祐治	出席
	水道部長 福田好則	出席
	農業委員会事務局長 後藤一也	出席
	商工観光課長 菊岡政明	出席
	道路維持課長 阿久津誠市	出席
	都市計画課長 川上洋一	出席
	下水道課長 石塚美智雄	出席
	水道課長 大城誠美	出席

事務局	菊池康弘	出席
-----	------	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（菊池久光君） ただいまの出席委員は6名であり、定足数に達しております。これより建設産業常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

当局の出席者は、産業振興部長、建設部長、水道部長、農業委員会事務局長、商工観光課長、道路維持課長、都市計画課長、下水道課長及び水道課長です。

◎議案第74号 大田原市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

○委員長（菊池久光君） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第74号 大田原市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤芳昭君） 議案第74号 大田原市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定につきましては、所管部署でございます農業委員会事務局長より説明を申し上げます。

○委員長（菊池久光君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（後藤一也君） それでは、議案書66ページをごらんください。

議案第74号 大田原市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてご説明いたします。

それでは、68ページの補助資料をごらんください。改正の趣旨でございますけれども、平成28年4月1日より施行されております農業委員会等に関する法律、いわゆる農業委員会法の一部改正によりまして、農業委員会の委員の選出方法が「選挙及び選任」から「議会の同意を得て市長が任命」と変更になりました。また、農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員が新たに設けられました。この改正に伴う条例の改正でございます。

議案書67ページをごらんください。条例案でございます。

第1条は、制定の趣旨であります。第2条は、農業委員の定数を17人と定めるものでございますが、タブレット補助資料84ページ中段に記載がございますが、現行の農業委員の半分程度にすることが定められております。本市の場合、選挙による農業委員会の定数が27人、選任による委員が7人、合計34名でありまして、その半数としております。

次に、第3条は、推進委員の定数を43人とするものでありますが、中山間地域を含む本市の農地状況等

を考慮しまして、法令の範囲内で人数を定めるものであります。

なお、推進委員の定数につきましては、補助資料85ページの中段に記載がありますが、上限は100ヘクタールに1人とあり、本市の場合、農地面積約1万1,500ヘクタールからしますと、115人となりますが、近隣市町の状況、それから推進委員の報酬、財源、これまでの農業委員の取り組み状況等から総合的に判断した数字となります。

次に、附則でございますが、第1項は施行期日でございます、29年4月1日から施行するものであります。

第2項及び第3項は、現行の大田原市農業委員会の選挙による委員条例と大田原市農業委員会の選挙による委員の選挙及び選挙区における委員の定数に関する条例をそれぞれ廃止する規定でございます。

第4項は、経過措置でありまして、現農業委員の在任期間を定めたものでございまして、これにより平成29年7月19日までの在任となるものでございます。

なお、この附則にございせんが、農業委員会の補助員、現在182名おりますけれども、これも廃止し、農業委員同様、7月19日までの在任期間といたします。この補助員でございますけれども、主な任務としまして、毎年実施する選挙人名簿の調製作業がありますが、その申請書の配布及び回収でございますけれども、改正後、選挙の廃止に伴いまして、主な任務がなくなったことによる廃止であります。

第5項は、大田原市昇任等に関する実費弁償に関する条例について、農業委員会等に関する法律の改正に伴う引用条項を改正すること及び従前の規定を明確化するため、所要の整備を行ったものであります。

こちらは、補助資料92ページに新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

説明は以上であります。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 央君） 2点お伺いします。

今度の新しい制度のもとに農業委員が今度決まるわけなのですが、一応17名のうち過半数は認定農業者になっているのですが、これは過半数というふうに考えればいいのでしょうか。それともその応募状況等によっては、認定農業者の方の数が構成を結構大きく上回る可能性とかそういう点があるのかが1点と、もう一点もいいですか。一緒に聞いてよろしいでしょうか。

○委員長（菊池久光君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（後藤一也君） 認定農業者の過半数につきましては、応募の数によらないで、大田原市の農業委員の定数を17人と定めておりますので、その過半数ということで9名一応ないといけないということになります。応募の状況にかかわるものではございません。

○委員長（菊池久光君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 央君） ということは、一応9人が過半数になりますから、ではとりあえず9人以上というように理解すればよろしいのでしょうか。

○農業委員会事務局長（後藤一也君） はい。

○委員長（菊池久光君） 秋山委員。

○委員（秋山幸子君） 今、説明の中で、100ヘクタールに1人ということで、大田原市は1万1,500ヘクタ

ールで115人となるのが通常なのだけれども、それが34名の半分ということで……

(「43」と言う人あり)

○委員(秋山幸子君) 43。それは本当に農家の声をこれからきちんと、選挙でなくなるわけですから選ぶに当たっても、任命ということで、この辺のもう少し多くの人で話し合ったりする場というのは設けられないのでしょうか。

○委員長(菊池久光君) 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長(後藤一也君) お答えいたします。

農業委員については、地区割を持たない、担当地区を持たないということになりますが、推進員については地区割を持たせて、そちらのほうから選出していただくことになります。したがって、大田原を43分割するわけでございますけれども、1人当たりの平均面積が、現在農業委員が手持ち面積が400ヘクタールとなりますけれども、これが300ヘクタール未満になるというようなことで、現農業委員さんの意見も聞きまして、農地面積が300ヘクタールぐらいならば、十分に対応できるというのは、平たん地区につきましては、農地集積なども進んでおりますから、そういうことからこの人数できると、余談でございますけれども、中山間地域については手厚く配置するような考えでございます。比較的集積の進んでいる平たん地域については、従来のおり300ヘクタールから350ヘクタールに1人の配置として、黒羽の須賀川、両郷、黒羽地区という、いわゆる中山間地域及び佐久山地区については100から150ヘクタールに1人ぐらいの配置とした結果の43名となっております。

○委員長(菊池久光君) 秋山委員。

○委員(秋山幸子君) わかりました。山間地域でこういう違いということにはわかったのですが、あと推進委員は、これ初めてのことで、これから決められるということで、もう少し中身が知りたいのですが、改めまして聞きに行ってもいいのでしょうか。説明かなり難しいですか。

○委員長(菊池久光君) 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長(後藤一也君) それは結構です。これからの農業委員の改正がまだ行き届いていないという点がありますので、この議会終了後に、各自治会など、自治公民館連絡協議会等、あるいは生産組合、各種団体に説明会などを行いますので、その点は結構です。

○委員(秋山幸子君) 了解しました。

○委員長(菊池久光君) 高崎委員。

○委員(高崎和夫君) まず、この17名という今回の新しい農業委員の数ですけれども、今これは枠は設けないと、大田原市全体の中での17名というような考え方の中で、実際に、この後どういう形になっていくのかですけれども、まず今までのような、ある程度大田原市全体の中の、今説明があった平地あるいは平坦地、あるいは中山間地域の耕地面積に対しての委員配分というものをある程度、地域からの代表者というか推薦というか、そういう形をとっていくことは、今のところは考えてはいないということなのですか。

○委員長(菊池久光君) 農業委員会事務局長、

○農業委員会事務局長(後藤一也君) 法的に地区割を持たせたり、担当地区というのは設けてはいけないことになっておりますので、基本的にはできませんが、ただ私たちも長年選挙によって地域からバランスよく人選された経過、あるいは農業委員も最適化推進委員と同様に、現場での活動というのを協力してお

互いにやるということを求められておりますので、その点を考えますと、各地域から農業に精通した方がバランスよく選出されるように、各自治会等に説明会のときに手を挙げていただけるように要請をしております。具体的には、人・農地プランで大田原10地区ございますけれども、その10地区から1人以上手を挙げていただくような、地区から何名という規定は設けられませんが、極力各地区からバランスよく人選が実施されるように、手を挙げてくださいというふうに、説明会のときに、同時に要請活動をしてまいります。

○委員長（菊池久光君） 高崎委員。

○委員（高崎和夫君） そうしますと、今の話ですと、自治公民館、生産組合ですか、まずそういうところにはこれらの話しかけをしていくということですね。その中で、今回の補助資料を見ますと、認定農業者が50%以上という一つの考え方、そして片方では、女性、そして若い青年の登用ということがあって、今のその形の中での地域バランス的なもので推薦された場合に、まず認定農業者というのは、一般的には家族で1人しかなくてないのが一般的なのだと思うのです。そうしますと、女性あるいは若い後継者といえますか、そういう方が入ってきますと、地域バランスの中でも認定農業者のこの50%というものがうまくいくのかどうか、その辺の考え方というのは、どういうふうにしていったらいいですか。

○委員長（菊池久光君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（後藤一也君） 女性の登用につきましては、具体的には、農生研ですか、昔、農業生活改善クラブ協議会委員あるいは女性の農業士会、あるいは暮らしの会とか、女性で構成されているような団体に積極的に手を挙げていただくように活動していくとともに、先ほど申し上げました、自治会と申し上げましたけれども、大田原市の全ての自治会を回るわけにはいかないの、基本的には連絡協議会の役員会等に説明をしまして、詳しく自治会のほうから説明要請があれば、農業委員会のほうで各自治会のほうにも出張説明に参りたいなというふうに考えておりますが、その説明の中でなるべく認定農業者が手を挙げていただけるよう要請するしかないのかな、また認定農業者は大田原に980名からございますけれども、認定農業者会のほうにも積極的に説明をして、自治会と話し合っていていただいて、手を挙げていただくように要請活動をしてまいりたいと考えております。

○委員長（菊池久光君） 高崎委員。

○委員（高崎和夫君） ただいま要請があれば自治会のほうにもということですが、まず今回この新しい制度、これの要請があればということよりは、今回制度がまずわからないというのがほぼ一般的なのではないかと思うのです。ですから、これらの周知的なものが、ある程度もう少し考えていかないと、全体的にこの法改正の中での今回の新しい制度というものが認知されないのではないのかなという感じがしているのですけれども、その辺はどうですか。

○委員長（菊池久光君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（後藤一也君） お答えいたします。

周知の方法でございますけれども、今議会終了後、来年1月1日以降、市のホームページ、あるいは農業者につきましては、農業委員会だより等を全戸配布しますので、その辺の周知をしたいなというふうに思っておりますけれども、市のホームページ、農業委員会だより等で周知するとともに、今182名の農業委員会補助員がおりますので、農業委員はもちろんですけれども、農業委員会補助員に説明を行いまして、

できるだけそこから波及効果を狙っておるわけですが、その上に要請のあった自治会等に出向いての説明というふうに考えておりますので、機会があれば、あらゆる手段で周知をお話しできたらというふうには考えております。

○委員長（菊池久光君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 央君） 先ほどにちょっと関連します。要は過半数以外の農業委員の方なのですけれども、この方に関しては、直接農業、もちろん農業に対する造詣が深いのはもちろんですけれども、実務に携わらない方も対象というふうに理解してよろしいでしょうか。

○委員長（菊池久光君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（後藤一也君） 質問の趣旨は、応募する段階ですか。

（「そうです」と言う人あり）

○農業委員会事務局長（後藤一也君） 応募する段階では農業に携わってなくても結構だということでございます。

○委員長（菊池久光君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 央君） 今、その周知のご説明あったのですけれども、相当広い範囲で周知をする必要も生じてくるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○農業委員会事務局長（後藤一也君） そうです。

○委員長（菊池久光君） 高崎委員。

○委員（高崎和夫君） それから、今回の新しい農業委員の年額の報酬、それから委員の報酬、それからそこに能率給というのが今回つきましたよね。この能率給の考え方、それからこの農業委員に対しての推進員の報酬が10万円ぐらいの違いなのですか。そうしますと、そのところの推進委員のウエートというものを今回強く見ているのかというような感じをしているのですけれども、この推進委員と農業委員のこの連携というのは当然必要なのでしょうけれども、その辺の仕事の分担というか、割合の違いといいますか、この報酬からすると、今までよりは、この推進委員に対するウエートが高いような感じが、この能率給あるいは報酬というところから見ますと、そんな感じがするのですけれども、その辺の説明をいただけますか。

○委員長（菊池久光君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（後藤一也君） 答えいたします。

農業委員の業務としましては、従来どおり月1回総会を開きまして、そこでの農地法に基づく許認可事務、特に3条、4条、5条関係が多いわけでございますけれども、そういうことです。

それから、農地転用を行いますと、必ず現地を見てということになりますので、必ず月1回はお集まりいただいて、現地調査をしてという形に農業委員はなります。そこに最適化推進委員は含まれません。ただし、最適化推進委員も意見があれば総会に出席して意見を述べるということになっておりますが、そうでもない限りは総会に出席することはございません。したがって、日常の自分のペースで地区、広い100ヘクタール以上ですけれども、戸数でいうと、推進委員については1人100戸を目安に配置しております。中山間地域については100戸、それから平たん地区については150戸を目安に配置したわけでございますけれども、その日ごろ農家訪問やら、あるいはその地区での集会、例えば人・農地プランに基づく集

会、そういったものに参加することで、その推進委員のペースで日常生活の中で農地の把握やらということが中心になりますので、その負担というのが推進委員さんによって多少違って来るかもしれませんが、あと報酬のほうですけれども、報酬については、これは決まりはございませんが、大田原市の場合には、那須町、那須塩原市、大田原市、もう既に実施している地域がございますので、そちらを参考にしながらの事務研究会というのを発足させておまして、おおむね農業委員の7割としようというようなところで、そんなような内容で推進委員の費用は、委員の7割をめどにやっという打ち合わせのもとに対処しております。

(「能率給について」と言う人あり)

○農業委員会事務局長(後藤一也君) 能率給につきましては、農業委員会の1年間の活動状況、これ非常に計算方法まではちょっと細かくて難しいのでありますけれども、概要で言いますと、農地集積率のアップあるいは下落、あるいは遊休農地の解消面積、そういったものを総合的に判断しまして、県のほうで配分していただくものでありまして、それが従来の農業委員会の報酬に加えて能率給として支給するということになります。

報酬については総務常任委員会のほうでも説明しているかと思っておりますけれども、現農業委員の報酬を改正後も基本給としまして据え置き金額としまして、そこにプラス能率給があるわけですけれども、能率給は、例えば300万円能率給が入ってきたということになりますと、その300万円を農業委員、推進委員ひとしく、全部で60人になるわけですけれども、60で割って、それを均等に配布すると、農業委員会としての遊休農地解消の実績、それから集積の実績というふうに捉えまして、均等に割っていきますので、結果的には、基本給のほうでは7割の差がありますけれども、能率給のほうは均等に配布することによって、7割が8割ぐらいになるのかなというふうには考えています。

○委員長(菊池久光君) 秋山委員。

○委員(秋山幸子君) この説明書の中に、農地利用最適化というのと、農家さんにとって最適なことというふうに私たちは思ってしまうのですけれども、中には耕作放棄地とか、そういったところをなくしていくということで、ここに一般社団法人に移行してとか、そういったことがありますけれども、71ページです。このように農地利用の最適化というのが農家さんにとって最適というふうに、この言葉を読むと思えるのですけれども、ところどころがどうも大手さんのところとか、この農地を使っというふうなことがこの書類の中から見えてくるのですけれども、その点はどのようなのでしょうか。

○委員長(菊池久光君) 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長(後藤一也君) 補助資料71ページの④の記載でございます。一般社団法人、これは農業委員会の上部団体に県の農業会議、それから国の農業会議所等ございますけれども、こちらのほうが一般社団法人に移行したということでございます。

農地利用最適化の趣旨は記載がございますけれども、3つございまして、農地集積のアップ、それから遊休農地の発生防止、解消、それから新規参入者の促進、この3つをして農地利用最適化推進委員というふうに言っております。

○委員長(菊池久光君) 大豆生田委員。

○委員(大豆生田春美君) 先ほど推進委員の件で中山間地域が1人100戸、平場が150戸ということの説明

いただいたのですけれども、面積が違ってくると思うのですが、そういった場合の説明を皆さんにきちんとしていただくことはできますか。していただきたいのですが。

(何事か言う人あり)

○委員（大豆生田春美君） そういう中で委員を割り振りしていきますという説明を皆さんにさせていただくことはできますか。

○委員長（菊池久光君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（後藤一也君） それは、私どものほうで実施する説明会等でそういう話をしたほうがいいでしょうということだと思いますので、それは各地区によって多少1人当たりの受け持ち戸数、面積、相当ばらつきが出てきますけれども、そういったことを了解の上、手を挙げていただくように、説明会の中でもお話をしていきたいというふうに思っています。

○委員長（菊池久光君） 高崎委員。

○委員（高崎和夫君） ただいま局長のほうから、この新しい制度になって、もうほかの市町では、この制度運用の中で農業委員の改正になった市町があるのだと思うのですがけれども、実際に、県内あたりも、そういう中で実際これをやってみて、ほかでは立候補者が乱立しているのか、あるいは足りないのか。

それから、推進委員の場合はスムーズなそういう成功ができてきたのかというようなところで、そういう参考市町がわかりましたならば、説明していただきたいと思います。

○委員長（菊池久光君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（後藤一也君） 栃木県におきましては、ことしの4月1日から施行しているところが栃木市1市でございます。他県の状況は、大変申しわけありません、把握してございませんけれども、栃木市の例を言いますと、農業委員については定数どおりに達したそうです。最適化推進委員については、定数に達していなかった。この1カ月間の募集期間において達していかなかったので、募集期間を延長して要請をして、その結果、定数を超える人数になったということ聞いてございます。

その後、栃木市では、農業委員2人、それから内部ということで、農業委員と市の幹部による選考委員会を開催しまして、そちらのほうから2人か3人オーバーしたところを選考して、市長に報告して選任したということ聞いています。

○委員長（菊池久光君） 高崎委員。

○委員（高崎和夫君） ありがとうございます。

その中で農業委員は、そうしますと栃木市の場合、それはぴったりの人数におさまったのかどうか。その場合には、今言われたような本来の地区をきちんと決めるということは、国のほうでは、それはそういう線引きはだめだというような意識の中で、やっぱりそういった何らかのものがあつたのかどうかのところはどうなのでしょう。

○委員長（菊池久光君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（後藤一也君） 栃木市におきまして定数どおりだったということから、事務局から話を聞いたら、積極的にそちらのほうから1人、どこどこ地区あたりから1人を出していただくように強く要請したということは聞いております。その結果が定数どおりだったということ聞いてございます。

○委員長（菊池久光君） 高崎委員。

- 委員（高崎和夫君） そうしますと、今の答えからしますと、ある程度そういった農業委員会サイドの指導のもとといたしますか、暗黙のうちの、そういう形はとれるということになるのですか、その辺。
- 委員長（菊池久光君） 農業委員会事務局長。
- 農業委員会事務局長（後藤一也君） 先ほどちょっとお話したかと思いますが、各地区からバランスよく選出していただきますように、積極的に要請活動をしていきます。
- 委員長（菊池久光君） 鈴木委員。
- 委員（鈴木 央君） 先ほどの高崎委員の能率給の件に関連するのですが、先ほどのご説明ですと、1年間を経過したときに、その能率給の評価、いわば加算ですよね。加算が決まった場合には、その定数割、要は今回は60人が均等割、それぞれ加算ということなのですが、これからですから、これからのことをお伺いするのは申しわけないですが、農業委員と推進委員ですと、所管というか、所掌の事務が違いますよね。そうすると、その能率給の加算の要は評価の内容によっては、非常に推進委員さんのほうの職務職責に対する評価、そこまで言ってしまうと失礼かもしれないですが、アンバランスが生じた場合でも、あくまで加算給のほうの振り分けというのは、要は均等割というふうに理解してよろしいのですか。
- 委員長（菊池久光君） 農業委員会事務局長。
- 農業委員会事務局長（後藤一也君） 能率給の考え方でございますけれども、厳密に言うと、農業委員一人一人の活動もありますし、農業委員と推進委員の活動内容が違ってきますので、本来であれば人事評価ではありませんけれども、一人一人違ってくるのかなとは思いますが、それを採用しているところはどうもございませんで、農業委員会全体の活動評価というふうに捉えて、本市としてもやっていきたいというふうに考えています。
- 委員長（菊池久光君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。
質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。
秋山委員。
- 委員（秋山幸子君） まだまだ知らされていないということが大きいと思うので、ちょっと慎重な構えをしたいというふうに思います。
2014年のときなので、TPPがまだ推進というときに、大臣の話を聞く機会がありまして、そのときに、農業委員の9割が無投票だということで、選挙を廃止にする。それから、人材を半分、給料をアップする。その下に農地最適化委員をつくるというようなことは聞いていたので、今ここにきているのかなというふうに思うのですが、それでもまだ知らされないということが多くありますので、本当は、農家がこれだけ多い大田原市においては、もっともっと周知して、みんなで話し合う機会をもっと持ってほしいというところをちょっと意見として述べさせていただきます。
- 委員長（菊池久光君） ほかに意見がないようでありますので、それでは採決いたします。
議案第74号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。
（「異議なし」「反対したいんだけど」と言う人あり）
- 委員長（菊池久光君） 異議がございませんで、採決は起立の方法で行います。
議案第74号につきまして、原案を可とすることに賛成する委員の起立を求めます。

(起立多数)

○委員長（菊池久光君） 起立多数であります。

よって、議案第74号 大田原市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第86号 大田原地域職業訓練センターの指定管理者の指定について

○委員長（菊池久光君） 次に、日程第2、議案第86号 大田原地域職業訓練センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤芳昭君） 議案第86号 大田原地域職業訓練センターの指定管理者の指定については、所管課長の商工観光課長よりご説明を申し上げます。

○委員長（菊池久光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（菊岡政明君） それでは、議案第86号 大田原地域職業訓練センターの指定管理者の指定につきましてご説明を申し上げます。

議案書285ページをごらんいただきたいと思います。大田原地域職業訓練センターの指定管理者の指定につきましては、現指定管理者の指定期間が平成29年3月31日をもって満了となるため、同年4月1日以降の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

管理を行わせる公の施設の名称及び所在地につきましては、記載のとおりでございます。

3の指定の期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間であります。

選定の経過を申し上げますと、同公社は、同施設の設置当初から、職業能力開発促進法に基づき中小企業の従業員に対して各種の職業訓練並びに地域住民のための各種講習等教育訓練を行ってまいりました。その間、運営管理も適切に行われており、これまで十分な成果も上げていること並びに現在は休止しておりますが、職業能力開発促進法に基づく職業認定訓練を行うことができる組織でもありますので、大田原市の公の施設に係る指定管理者の手續等に関する条例第5条及び同条例施行規則第5条第1項第1号の規定に基づきまして、同公社を指名したところであります。

平成28年10月3日に開催されました大田原市公の施設指定管理者選定委員会におきまして、タブレットの補助資料287ページから303ページに掲載しております資料の審査及びヒアリングを実施し、選定基準表により採点が行われた結果、305ページのとおり大田原地域職業訓練センター管理公社を指定管理者の候補として決定をしたところであります。

なお、307ページの管理運営に関する仮協定書につきましては、自己契約及び双方代理を禁止しております民法第108条の規定に抵触しないよう、契約締結権者を甲の大田原市長と乙の管理公社の理事長の職務代理者であります副理事長の佐藤氏により仮契約を締結をしたところでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

高崎委員。

○委員（高崎和夫君） 現在、これは休止をしているということですが、まずこの後、どのような、今後どういう講座等をこれからは考えているのか、それをお伺いしたいと思います。

○委員長（菊池久光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（菊岡政明君） これまで地域の中小企業主の団体、あるいは企業者の要望に応じまして、関係業界と協議をしながら、職業訓練、その他の訓練を行ってきたわけですが、社会情勢の著しい変化や産業構造の変化等によりまして、中小企業におきましては、人材不足等の理由などによりまして、年々受講者も減少してきた結果、平成28年度末をもって休止を行っているところでございます。

今後の認定訓練につきましては、関係する業界団体等の事業動向により、技能や知識を習得したい人など、希望する認定訓練の要望等が出てくれば、その時点で実施について考えていきたいと、そのように考えております。

○委員長（菊池久光君） 高崎委員。

○委員（高崎和夫君） そうしますと、今の説明ですと、そういった希望が出てくればというようなことなのですか、その訓練センターとしては、こういったものを実施していくというところまではまだ行っていないということなのですか。

○委員長（菊池久光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（菊岡政明君） 認定訓練につきましては、なかなかニーズが、希望が年々減っていくということで、現在のところ訓練センターとして認定の訓練につきましては、何を実施するかというところまではいっておりません。検討はしておりません。

なお、認定訓練につきましては、職業能力開発促進法に基づく専門的な職業能力の習得は、県北地区にあります栃木県立県北産業技術専門学校において受講することが可能でございますので、そういった受講生等に対しましては、その辺のところの情報提供はしていきたいなと思っております。

それから、独自の訓練についての考え方なのですが、職業人として優位な労働者の養成や経済的地位の向上を目的としておりまして、平成29年度以降の講座につきましては、各理事会関係者との協会、あるいは団体等で職業訓練としての事業の取り組みについて、意見を聴取しながら実施していきたいなと思っております。

まだ決定ではございませんが、具体的なちょっと検討されている内容といたしましては、ドローンを使った測量技術職のための講座、あるいは3Dプリンターのプログラミング講座ということで、この辺の講座につきましては、実施に向けた検討を行っているところでございます。

○委員長（菊池久光君） 秋山委員。

○委員（秋山幸子君） 指定管理者制度でこれを自分が決定するというので、やっぱり責任多いと思ってお聞きするのですが、ほかのところでも指定管理者に指定した後にいろいろ出てくることがあるので、前もっていろいろお聞きしたいというふうに思います。

例えばこの訓練センターは、鹿沼と大田原にあるというふうに聞いているのですが、本当に少ない数の中でこういった大切な仕事をされることとなります。例えば私どものところに生活困難者なんか

ご相談に見えるのですけれども、やはりそういう方たちが働くそのスキル、何かをやるというスキルを持たないためになかなか仕事につけないとかいう方が多くて、まだまだ元気でやるのにということで、その自立のための職業訓練という観点もあるのでしょうか。ちょっとお聞きします。

○委員長（菊池久光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（菊岡政明君） 自立のための職業訓練ということで、そういった自立に向けた訓練である程度の人数がまとまってくれば、自立のための訓練も実施は可能だと思っています。

○委員長（菊池久光君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 央君） 1点お伺いします。こちらの事業計画書の中のこれ（3）だったかな、他の業界団体、事業主が行う各種訓練への協力というふうに書かれているのですけれども、協力の内容というのはどんな内容なのでしょうか。大まかな感じで結構です。290ページになります。

○委員長（菊池久光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（菊岡政明君） ただいまの質問は、4の業界団体、事業主が行う各種訓練への協力と……

○委員（鈴木 央君） 内容です。

○商工観光課長（菊岡政明君） 事業主さん等が職業訓練に向けた、例えば講師の先生を呼ぶとか講演会とか、あるいは独自の技術習得に向けた研修、そういったものが単発で入ってくる場合には、会場、もちろん提携しております関係団体等にその旨の周知ですか、そういったものへの協力は今もやっていると思います。そういった意味での協力です。

○委員長（菊池久光君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 央君） 例えば業界団体、事業主が行う各種訓練、例えば講師を呼びますよね。そうすると、その講師に対する謝礼の一部を助成するとか補助するとか、そういったものはないということでしょうか。

○委員長（菊池久光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（菊岡政明君） 事業主さんが独自にやるそういった研修についての助成は、今のところ行ってはおりません。

○委員長（菊池久光君） 高崎委員。

○委員（高崎和夫君） これ指定管理ですけれども、一般的にはこれ5年が普通だと思うのですけれども、今回この3年にというものにした理由というのはどこにあるのですか。

○委員長（菊池久光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（菊岡政明君） これは、指定管理につきましては5年間としておりましたが、次期指定期間につきましては、ただいまお話しありましたように、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間といたしております。運用指針におきまして、本市では従来より5年を基本としているところでございますが、今回3年間ということにした理由でございますけれども、3年後に新庁舎整備に伴い、ただいま訓練センターのほうに入っております水道庁舎としての業務を行っておりますけれども、こういった水道庁舎も移転ということになってくるものですから、職業訓練センターの位置づけ、それから講座内容の見直し等も含めまして、それらを含めて調整する期間ということで、今回は3年間とさせていただきます。

○委員長（菊池久光君） 高崎委員。

○委員（高崎和夫君） 今回、この指定管理の中で、今これ出ているわけですが、この今講座も実際には、いろんなそういうニーズの中で休止しているという中で、一般公募というか、そんな感じで進めようという話し合い、あるいはそういう形というものはあったのかどうか。また、そういう形の中でこういうような形になったという何かその経緯的なものがあったのかどうか、ちょっと考えがあったとすればお聞かせいただければと思います。

○委員長（菊池久光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（菊岡政明君） なぜ公募しなかったかですか。

（「はい」と言う人あり）

○商工観光課長（菊岡政明君） 平成30年4月1日から指定管理につきましては、非公募ということで実施していくこととなりますけれども、その理由といたしまして、職業訓練センター、管理公社自体が認定職業訓練を行う職業訓練法人として、職業能力開発促進法の規定により設立した法人ということがまず第1点、そもそもそういったための法人ということで設立したことが第1点であります。

それから、職業訓練センター自体が56年に設立しているのですけれども、管理運営を行う、これまでの管理運営、これらの実績があるということ、それから施設の整備に関する知識、それから管理運営、維持管理等を信頼して任せられる法人だということ、あわせてまた物件費等経費削減等にも積極的に取り組んでいるということで、これらの理由によりまして非公募とさせていただいたところでございます。

○委員長（菊池久光君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤芳昭君） 済みません。若干補足をさせていただきたいと思うのですが、課長から説明がありましたように、職業能力開発促進法ですか、これに基づきまして、現在は休止はしているのですけれども、この職業訓練をやれる団体というのがもう限定されておまして、その次には事業主、それからその事業主の団体とか組合、要するに何々組合ということです。それから、職業訓練法人、この管理公社のような職業訓練法人、それから社団法人とか、なおかつ施設要件とか永続性が求められておりますので、大田原市で、事業主組合は別としまして、実質的にこの認定職業訓練をすることが可能なのは、職業訓練センターしかないというような事業がございます。近年は、事業主が直接やっているところが多いのですけれども、それ以外で施設としてやれるのは、実質的には訓練センター以外はないと、そういうような事情もございます。

○委員長（菊池久光君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

小林委員。

○委員（小林正勝君） この訓練センターでの受講者が少なくなっているということにつきましては、数年前からもそういうことになってきたはずなのですけれども、この受講生が少なくなってきた、だんだんこの訓練センターの役目が果たせなくなるということは、これせつかく訓練センターがあるわけですから、これから訓練センターを使うのには随分縛りがあるようではございますけれども、こういう縛りというのは、恐らく県のほうの指示とかいろいろあって、その縛りができていると思うのですけれども、これからやはりこの大田原市は、竹芸とか木工、八溝材を使った木工が今からもうだんだん長く受講される方がふえてこな

ければならない時代になってくると思うのですけれども、大田原市の背景としてはね。ですから、できるだけ受講生が集まるような対策をしていただきまして、この職業訓練センターが大田原市にはせっかくあるわけですから、これからも長続きしていくように、いろいろな対策をとってよりよい訓練センターにしていただきたいと、そんなふうをお願いします。

○委員長（菊池久光君） ほかに意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第86号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第86号 大田原地域職業訓練センターの指定管理者の指定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第84号 大田原市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（菊池久光君） 次に、日程第3、議案第84号 大田原市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（福田好則君） 議案第84号 大田原市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につきましては、所管課でございます水道課長からご説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○委員長（菊池久光君） 水道課長。

○水道課長（大城誠美君） それでは、ご説明を申し上げます。本会議においても部長からご説明があったと思いますが、ダブると思っておりますけれども、改めてご説明させていただきます。

改正内容につきましてご説明いたしますので、タブレットの補助資料の207ページをごらんください。

第14条の2第1項の表を次のように改めるものでありまして、この改正により湯津上区域の水道加入金を大田原、黒羽区域の水道加入金に統一するものであります。

208ページをごらんください。別表は、第29条関係を次のように改めるものでありまして、この改正により湯津上区域の水道料金を大田原区域の水道料金を統一するものであります。

続きまして、209ページをごらんください。あわせて表中の赤字部分のとおり、料金に円の表示を加えるとともに、備考部分を表外に記載し、別表を整理したものであります。

204ページにお戻りください。附則第1項で、この条例は、平成29年4月1日から施行すると規定し、附則第2項で、水道加入金の経過措置を規定するものであります。給水加入金は、申し込みの際に納入することになっておりますが、改造前の加入金の差額を申し込みの際に納付して、施行規定も湯津上区域において、口径等の変更が生じた場合に、加入金については湯津上区域の加入金を適用するということになる附則になります。

附則第3項は、水道料金の経過措置を規定したものでありまして、補助資料210ページの上段の表をごらんください。条例施行日が平成29年4月1日であり、湯津上区域の水道料金は、2カ月に1度の偶数の月、

1日から7日にメーター一点検を実施しておりまして、条例施行最初のメーター一点検による4月の請求分は、平成29年2月と3月分の水道料金であるため、旧料金を適用し、4月使用分と同じ使用分の6月請求分から統一料金を適用するものであります。

205ページにお戻りいただきまして、附則第4項は、水道料金の緩和措置を規定したものであります。

211ページをごらんください。3年間の緩和措置期間を設け、4年目に統一するものであり、4分の1ずつ統一料金に合わせていくこととしております。

最後に、212ページでございますが、平成27年度湯津上区域における実績平均により試算をいたしました口径ごとの契約件数と1件当たりの影響額でございまして、水道料金審議会におきましても説明させていただいたものでございます。

以上で議案第84号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美君） お願いしたいというか、周知の方法なのですが、やはり上がるということに対しては物すごく皆さん敏感になると思うのです。それなので、このような形に変わるという周知を早目にさせていただきたいということと、それと例えば4年にわたって少しずつ上げていくというお話ありましたけれども、例えば来年はこのように上がります。その翌年になったらこのように上がりますという感じで、例えば毎年お知らせをしていただくということは可能ですか。

○委員長（菊池久光君） 水道課長。

○水道課長（大城誠美君） お知らせに関しましては、納付書へこの改正になったお知らせを同封して各戸には配る予定であります。あと影響額が大きい大口需要者に対しては、1月より個別に説明に伺う予定ではおります。

○委員長（菊池久光君） 高崎委員。

○委員（高崎和夫君） まず、今回の条例改正の中で、その緩和策をまず一気に今までの大田原、黒羽に合わせるのではなくして、4年という年数での4分の1ずつということで、4年後に100%ということになっているわけですが、この経過的なものに対しては、これも優しい経過措置と言えそうなものかもしれませんが、その辺の経過についてちょっと、どういうことでこういう形になってきたのかを説明いただけますか。

○委員長（菊池久光君） 水道課長。

○水道課長（大城誠美君） この経過措置に関しましては、水道料金審議会におきまして3年とか2年とか6年とか5年とかいろいろ意見は出まして、審議いただきまして、4年目の統一なら妥当ではないかという審議会の意見だったものですから、それらを尊重しまして、この3年緩和措置期間をとりまして、4年目に統一ということで決定した次第なのです。答申をいただきました。

○委員長（菊池久光君） 高崎委員。

○委員（高崎和夫君） 審議会のほうも4年間が一番適当だろうということだということで、その辺審議会を尊重してということなのでしょうけれども、何か試算的なものでもあった、どういうことなのか、その辺は結構です。それで、そういう形だと。

それで、4分の4、4年後に統一されたときに、今現在の湯津上の水道料金が4年後には、今の実績からいうとどのくらいの差額が出てくるわけですか。

○委員長（菊池久光君） 水道課長。

○水道課長（大城誠美君） タブレット212ページをごらんいただきたいのですが、27年度の湯津上区域の実績で試算いたしまして、一般的な家庭、13ミリが今契約件数1,290件で92%近い構成率あるのですが、それで4年後、4分の4になった場合で改定率が22.7%になるのです。それで、全体で試算した影響額というのが2,595万円ぐらい、27年度の実績で試算しました金額となっております。これが4年後にこれになるので、1年目には600万円ぐらいですか、600万円ちょっとふえていくということで、4年目に2,500万円ぐらいの影響額ということで一応試算しております。

○委員長（菊池久光君） 大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美君） 湯津上のこの水道料金を来年の4月から統一するというので、どうして今まで統一しなかったのかをお伺いしたい。

○委員長（菊池久光君） 水道課長。

○水道課長（大城誠美君） これにつきましても、合併協の取り決めで、しばらくの間は現行のものどおりということであって、そのまま、黒羽につきましては県水の単価が安くなったので、高かったので一番、それで大田原地区に下げた経緯はございまして、湯津上につきましては、そのまま来てしまったということでございます。

合併後10年たちましたので、ちょっとそれは公平な負担と、同一サービスということで、湯津上地区への大田原からの連絡管とか施設の配水池、中野原とか、もう整備も完了しましたので、同じ水を使っているということで、統一すべきであろうということになりまして、審議会を立ち上げて審議していただきまして、統一すべきだという意見ももらいましたので、今回の議会に上程させていただいた経緯となっております。

○委員長（菊池久光君） 秋山委員。

○委員（秋山幸子君） 値上がりになるということで、湯津上の酪農家さん、大口業者さんなんかどうなっているかちょっと聞いてみました。そうしたら、合併時に値上げとかいうことがあるのではないかとということで、みんな井戸を掘ったそうなのです。それで何とか影響については自分たちでも万全を期そうということらしいのですけれども、万が一井戸なんか枯渇してしまったためのために、水道も引いてあるので、早目に、湯津上方面の方たちにはとにかく早く周知されるようお願いしたいということがありましたので、ぜひよろしくお願ひします。

○委員長（菊池久光君） それは意見ですか。

○委員（秋山幸子君） 済みません。それは、これからされる予定ですか。

○委員長（菊池久光君） 水道課長。

○水道課長（大城誠美君） 周知につきましては広報等に掲載して、あとは納入通知に改正になりますよというお知らせを同封しましたり、先ほども申し上げましたけれども、大口需要者に対しては個別に訪問する予定であります。

○委員長（菊池久光君） 高崎委員。

○委員（高崎和夫君） この今回の湯津上の水道ですけれども、いずれこれ、今までは湯津上としてやってきた水道という形の中で、今の本管関係、石綿管、鉄管、これらの湯津上地区内の場合のその鉄管の更新率といいますか、これはどのぐらい進んでいるのですか。まだこれから、その石綿管の工事予定地もまだ相当あるのですか。パーセントからいうとあるのですか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（菊池久光君） 水道課長。

○水道課長（大城誠美君） 石綿管更新につきましては、大田原市内全て済んでおります。現在行っておりますのは、VP管とあって、漏水がちょっと多いところは順次補助等を取り入れて更新していますけれども、湯津上地区だけでどのぐらいのパーセントになっているかというのは、ちょっとまだ計算したことないので、順次補助がとれるところの路線から管の更新を進めております。

○委員（高崎和夫君） 結構あるのはあるのですか。

○水道課長（大城誠美君） まだまだ残っております。

石綿管は大田原市内全て更新済んでおりまして、石綿管の入っているところは今もう現在はありません。

○委員長（菊池久光君） 大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美君） 先ほど周知の方法ということで、納付書と一緒にお知らせを入れるというお話ありましたけれども、口座引き落としの方に関してはそういう通知というのはどのようにするのでしょうか。

○委員長（菊池久光君） 水道課長。

○水道課長（大城誠美君） あとメーター点検がありますので、そのときに一緒に配布する予定でおります。

○委員長（菊池久光君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

秋山委員。

○委員（秋山幸子君） 湯津上に限らず今回はあれなのですけれども、全体として水道料金高いということなのですけれども、来年、県水を見直す時期ということで、那須塩原市、それから大田原市3者でやるというふうに聞いているのですけれども、そのときに、再度県水のほうを値下げすることを話し合ってもらっていただくようお願いしたいと思います。

○委員長（菊池久光君） ほかに意見がないようでありますので、意見を終わります。

それでは採決いたします。

議案第84号について、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第84号 大田原市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第88号 大田原市から北那須流域関連那須塩原市公共下水道への区域外流入について

○委員長（菊池久光君） 次に、日程第4、議案第88号 大田原市から北那須流域関連那須塩原市公共下水

道への区域外流入についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（福田好則君） 議案第88号 大田原市から北那須流域関連那須塩原市公共下水道への区域外流入につきましては、所管課でございます下水道課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（菊池久光君） 下水道課長。

○下水道課長（石塚美智雄君） それでは、私のほうから議案第88号 大田原市から北那須流域関連那須塩原市公共下水道への区域外流入について、議案書、補助資料によりご説明申し上げますので、322ページをごらんください。

本案件につきましては、大田原市加治屋地区と那須塩原市二つ室地区の行政境に位置しておりまして、行政境の那須塩原市道大山通り線には、大田原市の公共下水道がちょっと区域外となっているため、大田原市の下水道管は埋設してはならず、那須塩原市につきましては、二つ室のほうが公共下水道のエリアとなっておりますので、下水道管が埋設してあることから、今般、個人住宅の新築に伴いまして、協議者から住宅の汚水を那須塩原市の下水道施設に接続したいとの要望書が提出されたため、地方自治法第244条の3第2項の規定により、別紙協議書のとおり那須塩原市と協議するため、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

協議書の内容についてご説明いたしますので、320ページをお開きいただきたいと思います。第1条は、この協議書の目的を規定したものでございます。第2条につきましては、施設の名称を規定したものでございます。第3条は、区域外流入の所在地でございまして、記載の所在地、地積でございます。

323ページの位置図をごらんください。今回の協議箇所は、左側中央の赤で着色した部分でございます。紫色の実線につきましては、大田原市と那須塩原市の行政境でございます。

済みません。320ページにお戻りいただきまして、第4条は、流入場所を規定したものでございまして、中央2の1処理分区は、那須塩原市における処理区域の名称でございます。

第5条は、市の条件を規定したものでございまして、那須塩原市から協議者に付されました3項目の内容であり、記載のとおりとなっております。

321ページに参りまして、第6条は附則でございまして、この協議書を定めるほか、必要な事項は甲乙協議の上、定めるものとするという協議書の内容でございます。

なお、那須塩原市におきましても本案件につきましては、同時期の12月議会に上程することとなっております。

以上で議案第88号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 央君） 1点お伺いします。

今回、大田原市に居住している方が家を新築するのだけれども、下水道に関しては埋設している関係で北那須ですか、そらちのほうを使いたいということなのですから、その際、家を新築するわけですか

ら、その方の家の新築時期とかそういった部分があると思うのですけれども、それに関してはある程度応えられる内容で今手続が進んでいるというふうに理解してよろしいのですか。

○委員長（菊池久光君） 下水道課長。

○下水道課長（石塚美智雄君） 今のところ要望書が出たという段階でございまして、現地におきましては、もう農地転用、田んぼだったのですけれども、それを農地転用いたしまして、もう現在既に住宅はちよつと建てている状況でございます。

本人としては、1月ごろには、ちよつと早いのですけれども、住みたいような要望という内容になっているところでございます。基本的に、まだ那須塩原市と協議を行っていませんので、具体的な申請とかというのはまだ上がっていない状況でございますけれども、議決されれば、那須塩原市と協議をして、なおかつ北那須流域関連公共下水道ということでございますので、栃木県の下水道管理事務所の許可を得なければいけないものですから、そちらの許可を得て、早急に本人から申請もらって、那須塩原市のほうに申請はすることになります。手続をして、それから下水道許可をした上で下水道の今度取り出しをするものですから、その工事をやって、それができないことには、いずれにしても宅地内のその雑排水の管と接続できないので、そういったことで今後進めていくという状況になってございます。

○委員長（菊池久光君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 央君） ということは、今ご本人の要は新しいお家に住みたいのは1月で工事も進んでいるということですが、あくまでこれ必ず必要な手続ですから、そういったものをご本人も十分理解してということでしょうか。

○委員長（菊池久光君） 下水道課長。

○下水道課長（石塚美智雄君） その辺は本人にお話をしてございまして、進めている状況でございます。

○委員長（菊池久光君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） ほかに意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第88号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第88号 大田原市から北那須流域関連那須塩原市公共下水道への区域外流入については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第83号 大田原市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（菊池久光君） 次に、日程第5、議案第83号 大田原市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（鈴木祐治君） 建設部長の鈴木でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第83号 大田原市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議会本会議において議案上程の際、概略説明をさせていただいたところでありますが、本日は、担当の都市計画課長より改めましてご説明申し上げます。

○委員長（菊池久光君） 都市計画課長。

○都市計画課長（川上洋一君） お世話になります。議案第83号 大田原市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明をさせていただきます。

まず、199ページの新旧対照表をお開きください。全体的な内容といたしましては、用語の改正と条項の削除であります。

まず、各条項中の用語につきましては、特措法の利用の例に改正いたします。「空き家」と書いてある「き」を抜くところでございます。

次に、第2条の定義の全文を特措法の例によると改正いたします。条例におきましては、人の住居の用に供する建築物と定めてありますが、今後は、住宅や店舗はもちろん工場、倉庫、施設等全てを対象とすることとなります。

次に、空き家等の適正管理に関する条例中、特措法と重複する条項、第7条から第10条を削除いたします。

最後に、特措法で規定されていない第11条の緊急安全措置につきましては、法令番号と用語の一部を訂正し、そのまま残していく考えでございます。

議案につきましては、以上の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願ひいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第83号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第83号 大田原市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第82号 大田原市法定外公共物管理条例及び大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（菊池久光君） 次に、日程第6、議案第82号 大田原市法定外公共物管理条例及び大田原市道路

占用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（鈴木祐治君） 議案第82号 大田原市法定外公共物管理条例及び大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議会本会議におきまして議案上程の際、概略説明をさせていただいたところでありますが、本日は、担当であります道路維持課長よりご説明申し上げます。

○委員長（菊池久光君） 道路維持課長。

○道路維持課長（阿久津誠市君） 私から議案第82号 大田原市法定外公共物管理条例及び大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

大田原市法定外公共物管理条例は、市が権限を有する法定外公共物の管理及び運用について定めておりますが、その中の使用料につきましては、大田原市道路占用料条例を参考に、市道に準じた使用料としております。また、大田原市道路占用料条例は、道路法の規定に基づき、道路法施行例及び栃木県道路占用料徴収条例を参考に国道及び県道に準じた占用料としております。

今回の改正であります、タブレット192ページから195ページをごらんいただきたいと思います。そちらに新旧対照表がございます。占用料の詳細を示す表中の文言に、国、県条例等との違いを発見したため、今回修正するものであり、文言は、栃木県道路占用料徴収条例に照らし合わせ、関係部分を修正するものでありますが、主な内容といたしまして、内径を外径に修正するものであります。なお、この修正に伴い、占用料への影響はございません。

私からは以上であります。よろしく願いいたします。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第82号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第82号 大田原市法定外公共物管理条例及び大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第87号 市道路線の認定について

○委員長（菊池久光君） 次に、日程第7、議案第87号 市道路線の認定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（鈴木祐治君） 議案第87号 市道路線の認定につきましても、議会本会議におきまして議案上程の際、概略説明をさせていただいたところでございますが、本日は、担当であります道路維持課長より説明申し上げます。

○委員長（菊池久光君） 道路維持課長。

○道路維持課長（阿久津誠市君） 私から、議案第87号 市道路線の認定についてご説明いたします。

位置図によりご説明いたしますので、タブレット318ページをごらんください。認定路線名は、市道佐良土33号線になります。当該路線は、国道294号小川湯津上バイパス整備に伴う現道であり、佐良土アンダー付近のバイパス分岐点から国道400号交差点丁字路を結ぶ延長900メートル、平均幅員7メートルの区間であり、現道の引き継ぎに関する覚書により市道路線の認定をするものであり、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

また、現在、分岐点から国道400号交差点までの区間が供用開始され、残りの新築橋を含む県道福原小川線までの事業全区間2,950メートルの開通を平成29年2月26日に計画されており、この認定路線も開通と同時に市道として供用開始になる予定でございます。

私からは以上であります。よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長（菊池久光君） 当局の説明が終わりましたので、現地調査を行うため、暫時休憩いたします。

午前11時27分 休憩

午前12時32分 再開

○委員長（菊池久光君） それでは、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、議案第87号につきまして審査を行います。

説明及び現地調査が終わりましたので、直ちに質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第87号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第87号 市道路線の認定については、原案を可とすることに決しました。

以上で、当局提出の付議事件の審査は終了いたしました。

当局の皆さん、お疲れさまでございました。

（執行部退席）

◎陳情第7号 「森林・林業計画」の推進を求める陳情について

○委員長（菊池久光君） 次に、日程第8、陳情第7号「森林・林業基本計画」の推進を求める陳情についてを審査いたします。

それでは、事務局に陳情の内容について説明いたさせます。

事務局。

○事務局（菊池康弘君） ご説明いたします。

「森林・林業基本計画」の推進を求める陳情の内容についてですが、中身について簡単にご説明いたします。

陳情の中身といたしまして、森林資源は、人工林を中心に本格的な利用期を迎え、森林の公益的機能の維持・増進を図るとともに、林業・木材関連産業を振興させることが重要な課題となっておりますが、そのような中で、「森林・林業基本計画」が閣議決定され、森林資源の循環利用の確立を初めとする森林・林業施策の推進が図られるように、まず1番目といたしまして、「森林・林業基本計画」に掲げる施策の推進に向け、平成29年度予算概算要求で計上された予算額の確保を図ること。2番目として、森林資源の循環利用確立に向け、国の責務として確実な再造林を図るため、鳥獣害対策も含めた公的補助の拡充を図ること。3番目として、林地の集約化、森林経営計画策定の促進に向け、市町村への林務担当職員の配置、人材育成に向けた国の支援策を講じるとともに、国の職員による技術的な支援を行うこと。4番目といたしまして、木材の安定供給、需給調整、販売をコーディネートする組織・人材の育成を図ること。5つ目として、林業労働従事者の育成・確保に向けた施策の充実、労働安全対策を初めとする就業条件改善に向けた対策の強化を図ること。6つ目として、林地集約の支障となっている森林については、地方公共団体による公有林化の促進に向け、全額国費による助成措置を講じる等の支援の強化を図ることなどについて推進するよう国に強く要望する意見書の提出を求めるものであります。

済みません。タブレットのほうに、今、「森林・林業基本計画」の推進に関する資料がありますが、こちらがその参考の資料といたしますか、ちょっといっぱいあるのですが、それが関係資料になっております。

また、この陳情に関しまして、県内の他の市の状況について、きのうちょっと調べましたところ、県内の他の市の状況なのですが、同様の陳情が提出されているのが宇都宮市、鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市となっております。そのうち結果を申し上げますと、宇都宮市のほうはこれから12月16日に委員会を開催して審査を行う予定であるということでした。担当者の話としては、採択して意見書提出になるのではないかというお話でありました。鹿沼市については、採択ということになりまして、最終日に意見書提出を予定していると、日光市についても委員会では採択のほうが決まりました。最終日に意見提出を予定していますとのことでした。矢板市、那須塩原市は継続審査、那須烏山市が採択で意見書を提出しましたというお話でした。本日、うちの審査ということになります。

以上になります。

○委員長（菊池久光君） 今、報告を受けましたが、これらを踏まえて審査いたします。

委員の皆さんのご意見をお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 意見がないようでありますので、審査を終わります。

それでは、採決いたします。

陳情第7号につきましては、採択することに異議ございませんか。

(何事か言う人あり)

○委員長(菊池久光君) 意見はございませんか。

○委員(鈴木 央君) 今聞いた内容というのは、今回記載の内容ですよね。大田原では林業盛んな地域ですから、私は……

○委員長(菊池久光君) 鈴木委員。

○委員(鈴木 央君) 失礼しました。大田原の特に旧黒羽地区は林業が盛んな地域ですから、私は大変結構だと思います。

○委員長(菊池久光君) ほかはございませんでしょうか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(菊池久光君) 意見がないようでありますので、審査を終わります。

陳情第7号につきましては、採択とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(菊池久光君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第7号「森林・林業基本計画」の推進を求める陳情については、採択とすることに決しました。

次に、意見書案の作成をいたします。

意見書案を配付いたさせます。

(意見書案配付)

○委員長(菊池久光君) 意見書案を事務局から朗読いたさせます。

事務局、お願いします。

○事務局(菊池康弘君) それでは、朗読いたします。

朗読というか、全部読まなくてもよろしいですか、ちょっと長いので。

○委員長(菊池久光君) はい、結構です。

○事務局(菊池康弘君) 2ページにわたりまして、先ほどの私の説明の中で言ったことが一応書いてありまして、これは陳情提出者の方からいただいたものをそのまま案として、事務局のほうで清書したものになります。中身をご一読いただきまして、ご検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長(菊池久光君) 読み上げたほうがよろしいでしょうか。

よろしいですか。

(「はい」と言う人あり)

○委員長(菊池久光君) それでは、ただいま作成した意見書案は、私を提出者とし、出席委員全員を賛成者として議長に提出したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(菊池久光君) 「森林・林業基本計画」の推進を求める意見書案について、委員長を提出者として、出席委員全員を賛成者として議長へ提出いたします。

それでは、委員の署名をお願いいたします。

(各委員署名)

◎建設産業常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○委員長（菊池久光君） 次に、日程第9、建設産業常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

この案件につきましては、タブレットに記載の調査事件につきまして議会閉会中も継続審査をしたい旨、会議規則第109条の規定に基づき議長に申し出たいので、委員の同意を求めるものであります。

各自、内容を確認してください。

(各委員内容確認)

○委員長（菊池久光君） よろしいでしょうか。

それでは、同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、建設産業常任委員会の閉会中の継続調査申し出については、別紙調査事件のとおり議長に申し出ることにいたします。

◎閉 会

○委員長（菊池久光君） 以上で当委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これにて建設産業常任委員会を散会いたします。ご苦労さまでした。

午後 零時48分 閉会